

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和3年6月4日(金) 午前10時00分～午前10時33分				
②	会	場	大洲市総合福祉センター 4階多目的ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	藤田秀美
5		6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	大野定徳	16	形山康浩
17	高岡利典	18	山中千鶴	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33		34	久保壽男	35	堀内保宏	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	5	西岡輝治	33	坂幹幸		
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	久保事務局長		冨永次長		都築専門員(農政)	
		菊地係長(農地)		菊地主査(農政)			
⑦	農林水産課	菊池課長		竹田課長補佐		大田主事	
⑧	会議の内容	議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第39号	農地法第4条の規定による許可申請の取下について				
		議案第40号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第41号	農地法第5条の規定による許可申請の取下について				
		議案第42号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第43号	農地転用事業計画変更申請について				
		議案第44号	非農地証明について				
		議案第45号	農業振興地域整備計画の変更について				
		議案第46号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長） 只今から、令和3年第6回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは、開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） それでは、議案審議に移ります。
会議規則第3条により、幸野会長に議長をお願いいたします。

議 長（会長） それでは本日の会議を開きます。
出席委員は、農業委員19名中18名、農地利用最適化推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。
本日は、5番 西岡輝治委員、33番 坂幹幸委員より欠席の報告を受けております。
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。
まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、34番 久保壽男委員と35番 堀内保宏委員を指名いたします。
次に、日程第2 書記の指名を行います。
本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。
それでは、日程第3 議案審議に入ります。
まず、議案第38号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係） 失礼いたします。議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。
1番、徳森の土地、畑1筆・284㎡は、売買による所有権の移転です。
所有権移転後は現在の形状を利用し、栗の栽培を行う予定です。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
2番、野佐来の土地、樹園地2筆・合計838㎡も売買による所有権の移転です。
所有権移転後も引き続き、果樹の栽培を行います。
農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。
3番、河辺町川崎の土地、畑1筆・338㎡も売買による所有権の移転です。
所有権移転後は現況を引き継ぎつつ、野菜の栽培を行う予定です。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
以上、3件のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

6番 それでは、1番案件の説明をいたします。議案説明資料1ページも参考にしてください。
1番案件は、購入予定である宅地に付属する農地を、売買にて所有権移転しようとするものです。

申請地は、平小学校の北側に位置する場所です。現況は段畑になっていますが、この形状を利用しながら、新たに粟を植栽していくということです。

譲受人は夫婦で年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理に問題はないと思われま

す。その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

2番。

9番

失礼いたします。それでは、2番案件についてご説明いたします。議案説明資料の3ページをご覧ください。

当案件は、売買による所有権移転になります。

申請地は、野佐来集会所の北約300メートルにある譲受人の自宅付近にある樹園地2筆で、現在も良好に管理されています。

譲受人は、家族で農業に従事されており、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりません。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

3番。

37番

3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料4ページをご覧ください。

この案件は、売買による所有権移転になります。

申請地は、河辺町の第5区集会所の北約200メートルにある、譲受人の自宅に隣接する畑1筆となります。以前は粟が植えられていたが、伐採したうえで普通畑として季節の野菜を栽培されるということです。

譲受人夫婦は農業に従事されており、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われま

す。その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第39号『農地法第4条の規定による許可申請の取下について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局(農地係長)	<p>失礼いたします。議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請の取下について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>1番、徳森の土地1筆及び、2番、菅田町菅田の土地3筆の案件は、先月の第5回定例総会でご審議頂きましたものです。</p> <p>申立てによりますと、いずれの申請も農地法第4条許可申請によらず、200㎡未満の農業用施設建設届で転用許可を要しないものに該当するため、申請を取上げるものでございます。</p> <p>以上、2件でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長(会長)	只今、事務局から説明がありましたが、ご質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長(会長)	特にご質疑もないようですので、本案について、取り下げることにご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、許可申請の取下げを認めることに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第40号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局(農地係長)	<p>失礼いたします。議案第40号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書3ページ並びに別紙議案説明資料の5ページから16ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>1番、東大洲の土地2筆です。</p> <p>申請人が居住する敷地への進入路が狭いため、申請地を造成し幅員の拡幅と車庫を設置するものであります。</p> <p>申請地は、7ページの地番地目図に示した赤線の部分で、大洲市内中心部から北東に約2.3kmのところの位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(近隣商業地域)が定められている区域内に位置する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>なお、申請地は、平成25年頃に進入路及び車庫として既に利用をされていることから、このことについては申請人より始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。</p> <p>一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料の5ページをご確認ください。</p>

2番、肱川町山鳥坂の土地1筆です。

申請人所有の農地へ営農型ソーラーシェアリングにより椎茸を栽培し、太陽光発電事業に取り組むものでございます。

申請地は、11ページの地番地目図に示した赤線の部分で、大洲市内中心部から南東に約14.6kmのところの位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

なお、この申請は、12ページから16ページの図面のとおり、パネルを192枚設置し、農地に支柱を立てて営農を継続しながら発電させるものとなっております。この支柱の基礎部分について、一時転用許可が必要になるものであります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料の9ページをご確認ください。

以上、2件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

3番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の5ページから8ページまでをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、第3種農地であることから、問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程、事務局から説明がありましたように、すでに進入路の拡幅や車庫を設置されており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省されています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は宅地や雑種地であり、南側に農地はあるが同意を得ているなど、各項目において適当と思われることから、問題はないと考えます。

よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

2番。

32番

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の9ページから16ページまでをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可があり次第自己資金にて着工するとのことであり、問題ないものと思われれます。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する所有者からの同意を得ておりますし、施設設置による影響はほとんどないものと思われるため、問題はないと考えます。

よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 (会長) 地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 (質疑なし)

議 長 (会長) 特に、ご質疑も無いようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 (会長) ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。
次に、議案第41号『農地法第5条の規定による許可申請の取下について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 (次長) 失礼いたします。
議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請の取下について」ご説明申し上げます。
議案書4ページを、ご覧ください。
1番、春賀の土地650㎡の案件は、先月6日の定例総会でご審議いただいたものでございます。
申立てによりますと、転用申請以後、建築工事請負業者より工事費の増額提示があり、増額分を借り入れてまで経営を行うことは不可能と判断したため、本申請を取り下げたいとのことでございます。
以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長 (会長) 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 (質疑なし)

議 長 (会長) 特にご質疑もないようですので、本案について取り下げることにご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 (会長) ご異議ないものと認め、許可申請の取り下げを認めることに決定いたしました。
次に、議案第42号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 (次長) 失礼いたします。議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。
議案書5ページ並びに別紙議案説明資料17ページから19ページまでを併せてご覧ください。
1番、東大洲の土地2,310㎡の案件は、申請地は市道に面し、住宅地として需要が見込まれるため、宅地造成し分譲事業を行うために、申請地を売買により取得しようとするものです。
農地区分は、大洲市中心部から北東に約1.4kmのところの位置し、

都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第二種中高層住居専用地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

3番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の17ページから19ページまでを参考にしてください。申請地は、18ページの位置図のとおり、北中学校から北へ約140mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり、第3種農地でありますので、問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、19ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第43号『農地転用事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めま。

事務局（次長）

失礼いたします。議案第43号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。

議案書6ページ並びに別紙議案説明資料20ページから24ページまでを併せてご覧ください。

1番、平野町野田の土地1, 153㎡の案件は、平成16年11月25日付けで転用許可となっている案件です。

事業規模拡大のため、作業場及び資材置場を拡張したいとのごま。

農地区分は、大洲市中心部から南西に約4.8kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。

8番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の20ページから24ページまでを参考にしてください。

申請地は、21ページの位置図のとおり、平野公民館から南西へ約2.5kmに位置する農地になります。

本件は、事務局報告のとおり平成16年11月に転用許可されている案件です。

変更内容は、事業規模拡大のため、作業場及び資材置場を拡張するために土地利用計画の変更をしようとするものです。

立地基準・一般基準につきましては、議案説明資料に記載のとおり、特に問題はないものと思われまます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、計画変更はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり承認して送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり承認して送付することに決定いたしました。

次に、議案第44号『非農地証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。議案第44号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書7ページ並びに別紙議案説明資料25ページから28ページまでを併せてご覧ください。

1番、河辺町北平の土地10筆、合計3,144㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申出によりますと、申請地に平成3年頃植林し、そのまま放置していたため、現在は、農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長 (会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

39番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。
議案説明資料の25ページから28ページまでを参考にしてください。

申請地は、26ページの位置図のとおり、河辺公民館北平分館から北東へ約2.0km以内2箇所に位置する農地になります。

申請によりますと、申請地に平成3年頃植林し、そのまま放置していたため、農地への復旧は著しく困難との申出です。

申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況などから、少なくとも20年以上経過しているものと推察することができます。農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われま。

よって、本件は非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第45号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (農地係長)

失礼いたします。「議案第45号 農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。

議案書8ページをご覧ください。今回は、農用地区域への編入1件でございます。

1番、野佐来の土地2筆、計57.28㎡の案件は、農地中間管理機構関連整備事業により基盤整備を行うことで、機構による担い手への農地の集約化を加速するため編入を行うものでございます。

申出地は、昨年7月の第7回定例総会で農用地区域編入を審議頂いた地域にあり、整備事業で計画されている土地に該当をしております。

以上1件、2筆 計57.28㎡です。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長 (会長)

只今、事務局より説明がありましたが、今回は地元委員さんからの説明はありません。何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、原案のとおり、農用地区域へ編入することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることにいたします。次に、議案第46号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

本件につきましては、〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局(専門員兼係長)

それでは、議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書9ページから、ご覧ください。新規案件のみを説明させていただきます。

1番、2番、3番、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定します。

12ページです。11番、野菜及び水稻を栽培するため、使用貸借権を1年間設定します。

13ページです。17番、水稻を栽培するため、使用貸借権を10年間設定します。

14ページです。19番、水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定します。

20番及び21番、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定します。

15ページから16ページ。24番、水稻を栽培するため、使用貸借権を3年間設定します。

27番、同じく水稻を栽培するため、使用貸借権を1年間設定します。

以上、利用権設定・件筆数は28件・56筆、利用権設定総面積は54,260.80㎡。

続いて、所有権移転の案件です。議案書17ページをご覧ください。

1番から4番、所有権の移転を受ける者が農地の集約化及び作業の効率化を図るため、自己所有地付近にある申請地を売買により取得しようとするものです。

菅田町大竹の土地、畑5筆・合計341.09㎡。利用目的は、野菜の栽培です。

以上、所有権移転・件筆数は1件・1筆、所有権移転総面積は341.09㎡です

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われまます。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。